

松川町社協介護支援センター 重要事項説明書

(令和7年4月1日 現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0265-34-1052 (24時間受け付けます。)

担当 管理責任者 杉山さおり

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 松川町社協介護支援センターの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	松川町社協介護支援センター
所在地	松川町元大島2930番地12
介護保険指定番号	居宅介護支援 2072500339
サービスを提供する地域 *	松川町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管理者	1名 (主任介護支援専門員)
介護支援専門員	6名 (主任介護支援専門員3名配置)
計	7名

(3) 営業時間

平日	午前8時15分～午後5時15分
土・日・祭日	休業 (ただし土曜日は交代勤務/12月29日から1月3日は年末年始休業)

* 緊急連絡電話 34-1052 (24時間体制をしいています)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

付属 別紙1 「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 居宅サービス計画の作成について

- (1) 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面談により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- (2) 利用する居宅サービスの選択に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供します。
また、病院等へ入院する場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えて頂き、早期からの連携が図れるようにお願いします。
- (3) サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるようサービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。

5. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合、1か月につき要介護度に必要な金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域(松川町)にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費30円/kmが必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者の要介護認定区分が、要支援1.2と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

④ その他

利用者や家族などが当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

松川町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
利用者の尊厳を重視し、自立支援に向けて介護保険のサービスや他の制度等も調整しケアプランを作成いたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

任意様式で、詳細な調査項目によりアセスメントを行い、利用者の満足の出来る条件や環境を整えます。

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	—	任意様式による
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回 以上を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中で利用者のご都合により 解約した場合の解約料	—	いたしません。
その他		

(4) 記録及び文書の保存に関する規定

ケアプラン、会議録、その他居宅介護支援の提供に関する記録は、契約終了後5年間
保存します

8. 当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合

付属 別紙2を参照

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、松川町及び利用者の家族等に連絡をとり、協議し最善の対応を行います。
- (2) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次の掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。 虐待防止に関する責任者：杉山 さおり
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。

11. 非常災害対策について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修・訓練を実施し、感染症並びに災害発生時に業務の早期復旧を図り、業務の継続ができるように備えています。

12. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

松川町社協介護支援センター

苦情受付担当者 杉山 さおり

電話 0265-34-1052

- (2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

松川町

担当 高齢者係長 田中 裕香

電話 0265-36-7022(代)

長野県国民健康保険連合会

苦情相談窓口

電話:026-238-1580 fax:026-238-1581

- (3) 苦情処理手順方法

- ①苦情の申し立て書を受け付ける
- ②当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④改善する事項を元に当該事項に関する指導を実施する
- ⑤その結果を利用者又は家族へ報告する

13. 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 松川町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 水野 一昭
本事業者所在地・電話番号	長野県下伊那郡松川町元大島2930番地12 電話 0265-36-3778

定款の目的に定めた事業

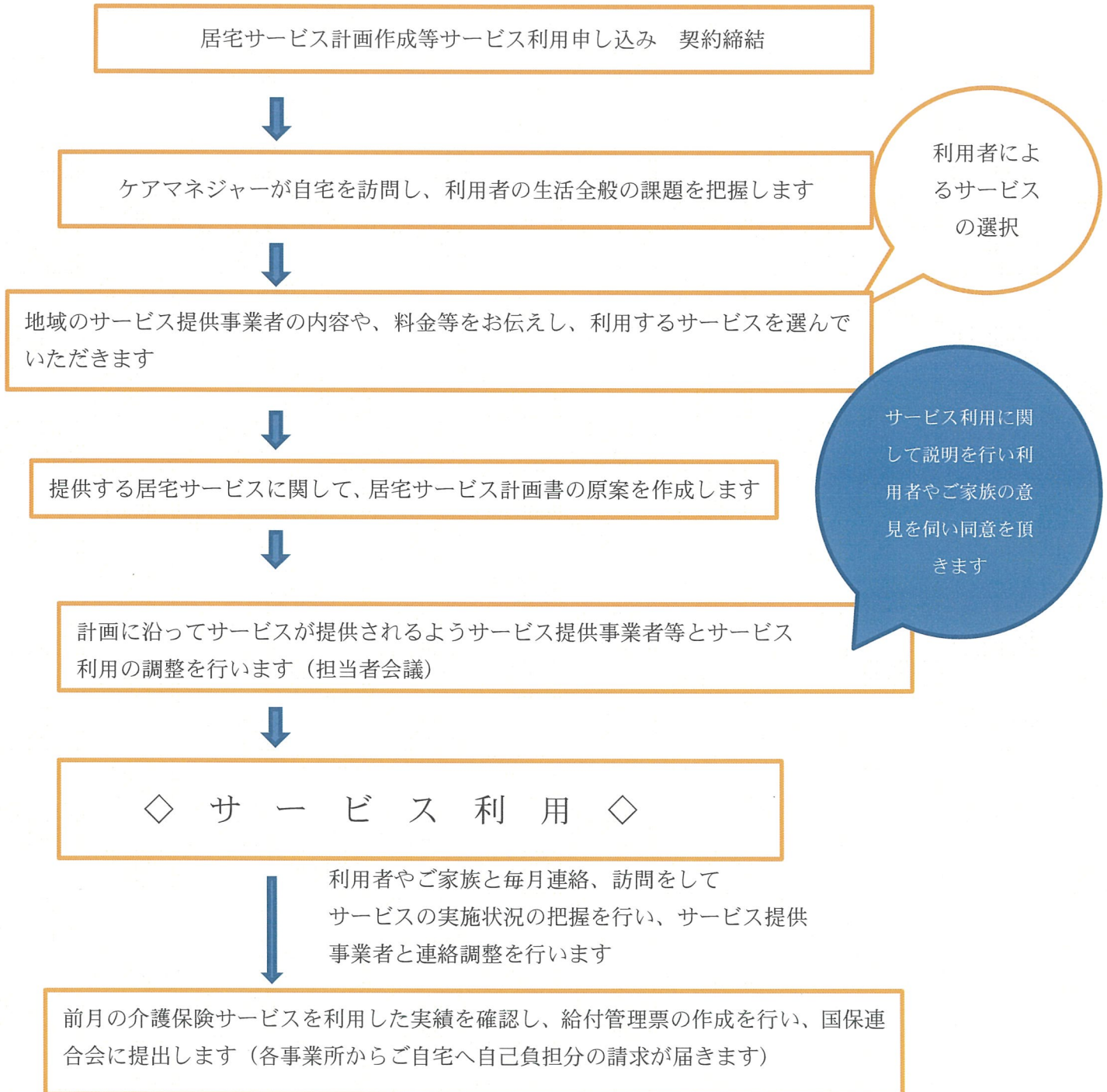
- 1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4、前3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 5、保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 6、共同募金事業への協力
- 7、訪問介護事業の経営
- 8、居宅介護支援事業の経営
- 9、通所介護事業(デイサービスセンター)の経営
- 10、障害福祉サービス事業の経営
- 11、福祉相談事業
- 12、福祉サービス利用援助事業
- 13、社会福祉センターの経営
- 14、介護老人福祉施設事業及び短期入所生活介護事業
(特別養護老人ホーム松川荘)の経営
- 15、生活支援体制整備事業
- 16、その他この法人の目的達成のため必要な事業

事業所数等

居宅介護支援	1ヵ所
訪問介護	1ヵ所
通所介護	1ヵ所
特別養護老人ホーム	1ヵ所

(付属 別紙 1)

サービス提供の標準的な流れ



利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

また、居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて変更を行います。

第 4 条第 2 号

- ① 前 6 カ月間に作成したケアプラン総数における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 26%

通所介護 63%

地域密着型 通所介護 8%

福祉用具貸与 87%

- ② 前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	松川町社会福祉協 議会 58%	ニチイ学館 21%	NPO 法人 嵯峨 20%
通所介護	松川町社会福祉協 議会（ひまわり荘） 46%	コスモス松川ディ サービスセンター 26%	NPO 法人 嵯峨 22%
地域密着型 通所 介護	ディサービスセン ター福本 60%	びすけっと やま ぶき亭 40%	
福祉用具貸与	介護のかふね 49%	株式会社サンアイ 福祉部 19%	株式会社介護セン ター花岡飯島店 17%

《参考》

第 4 条第 2 号

指定居宅介護支援事業所は、提供の開始に際し、前 6 カ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられた計画の数が占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。